

令和4年12月12日

福祉生活協同組合むぎのめ組合員 各位

福祉生活協同組合むぎのめ  
選挙管理委員会 委員長 丸野 里美

総代選挙告示（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、福祉生活協同組合むぎのめの総代選出に伴い、福祉生活協同組合むぎのめ総代選挙規約に基づき立候補者の受付を下記の通り実施いたします。

記

立候補受付期間：令和4年12月12日～令和5年1月10日

選挙期間：令和5年1月11日～令和5年1月17日

選挙日：令和5年1月18日

各地区の定員は以下の通りである。

〈総代選挙定数対応表〉

地区（選挙区）	対象市郡	組合員数	総代数
鹿児島地区	鹿児島市	1,661名	83名
日置地区	日置・いちき串木野市	56名	3名
南薩地区	枕崎・南さつま・南九州市	101名	5名
指宿地区	指宿市	84名	4名
鹿屋地区	鹿屋・垂水市・鹿児島郡	35名	2名
曾於地区	曾於・志布志市・曾於郡・肝属郡	8名	1名
薩摩川内地区	薩摩川内市	177名	9名
出水地区	出水・阿久根・伊佐市・薩摩郡・出水郡	55名	3名
始良地区	始良市・始良郡	79名	4名
霧島地区	霧島市	43名	2名
離島地区	西之表・奄美市・熊毛郡・大島郡	12名	1名
合計数		2,311名	117名

※立候補者は選挙要領を確認して届出を行ってください。

## 福祉生活協同組合むぎのめ総代選挙実施要領

選挙管理委員会委員長

### 1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人について
  - 1) 選挙人及び被選挙人は12月1日において、組合員として登録されている者とする。選挙権及び被選挙権の資格のない者は以下のとおりとする。
    - ① 組合員資格が停止されている者
  - 2) 選挙人、被選挙人名簿の作成  
令和4年12月1日時点の会員情報をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。
- (3) 立候補、投票とも選挙人名簿、被選挙人名簿に登録されている地区（選挙区）ごととする。

### 2. 選挙の告示について

- (1) 総代選挙告示日は令和4年12月12日とする。  
総代選挙告示は、ホームページに掲載する。
- (2) 上記(1)にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

### 3. 選挙すべき職と定数および総代員 117名

任期 当選者の公告日から1年間

代議員数は、定数の定める所により、各地区会員数（休会者を除き）を20で除した数とし、小数点以下は四捨五入する。

この選挙での組合数は令和4年12月1日を基準とする。

地区（選挙区）	対象市郡	組合員数	総代数
鹿児島地区	鹿児島市	1,661名	83名
日置地区	日置・いちき串木野市	56名	3名
南薩地区	枕崎・南さつま・南九州市	101名	5名
指宿地区	指宿市	84名	4名
鹿屋地区	鹿屋・垂水市・鹿児島郡	35名	2名
曾於地区	曾於・志布志市・曾於郡・肝属郡	8名	1名
薩摩川内地区	薩摩川内市	177名	9名

出水地区	出水・阿久根・伊佐市・薩摩郡・出水郡	55名	3名
始良地区	始良市・始良郡	79名	4名
霧島地区	霧島市	43名	2名
離島地区	西之表・奄美市・熊毛郡・大島郡	12名	1名
合計数		2,311名	117名

(総代選挙定数対応表)

## 5. 立候補の受け付けについて

### (1) 受付時期

- 1) 立候補受付期間は令和4年12月12日正午～令和5年1月10日正午とする。
- 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは令和5年1月10日とする。

### (2) 受付順位

- 1) 受付順位は最終受付時刻順とする。
- 2) 名簿掲載順位に関しては受付順とする。

### (3) 受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者が定数に満たない場合、その旨を選挙管理委員長は、福祉生活協同組合へ報告する。
- 2) 報告を受けた福祉生活協同組合は、令和5年1月10日正午までに総代候補者を推薦し、選挙管理委員長に報告する。なお、推薦にあたっては総代数の定数内とする。

### (4) 立候補届の様式

#### 1) 届出方法 及び届け出先

届出方法は郵送(締切日必着)とする。

〒892-0806 鹿児島市池之上町6番21号

福祉生活協同組合むぎのめ 選挙管理委員会宛

#### 2) 写真

上半身(正面)脱帽、無背景、カラー、直近3か月以内に撮影したもの

## 6. 立候補の受理

### (1) 受付

立候補受付終了時の状態をもって最終受付とする。これは受付の意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

### (2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届が受理される。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等があった場合は受理を取り消すことがある。

### (3) 立候補届の修正

立候補届に不備があった場合、選挙管理委員会から立候補届に対して、立候補届の修正を求める。令和5年1月10日正午までに修正の届がない場合は立候補届を受理しない。修正届出後、再度審査を行う。立候補届提出者は常に連絡のとれるようにしておくこと。

### (4) 立候補届の辞退

立候補届辞退書を受理した際には、立候補届辞退受理書を交付する。

## 7. 立候補者一覧および選挙公報

### (1) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については、令和5年1月11日午前を目途にホームページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届最終受理順とする。

## 8. 選挙活動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する活動を行い、また関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により、注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

## 9. 投票について

(1) 投票期間：令和5年1月11日～令和5年1月19日正午

(2) 地区（選挙区）の立候補者に対し、同地区の正会員による投票を行う。

(3) 投票方法

投票は定数内連記投票とする。

白票は有効投票とする。

定数を超えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

## 10. 開票について

(1) 開票日

投票締め切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

1) 開票には選挙管理委員、選挙立会人が立ち会う。

(3) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(4) 当選人について

- 1) 定数内連記投票では、投票数の多いものから順に、その総代の定数の最大数に相当する数の者まで当選人とする。
- 2) 投票最下位同数得票者については、開票立会人のもと開票終了後、1週間以内に選挙管理委員が指定した場所において、立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。
- 3) 定数を満たさず、福祉生活協同組合むぎのめから推薦された総代候補者は無投票当選とする。

(5) 選挙結果の告示は速やかに福祉生活協同組合むぎのめホームページ上に掲載する。

1 1. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

1 2. 問い合わせ

〒892-0806 鹿児島市池之上町6番21号 TEL099-248-8010 FAX099-248-7272

福祉生活協同組合むぎのめ 選挙管理委員会